

公 示

次のとおり契約の相手方を公募します。

令和6年4月19日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 高橋 行紀

1 公募内容

(1) 件名

令和6年度 長野公共職業安定所における外部会場借上げ（令和6年7月～令和7年3月）

(2) 業務内容

長野公共職業安定所において実施する説明会、セミナー等のための会場及び附属設備の提供

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 次の要件を満たす者であること。

ア 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の申込期限の直近2年間（〔5〕及び〔6〕については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- 〔1〕 厚生年金保険
- 〔2〕 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- 〔3〕 船員保険
- 〔4〕 国民年金
- 〔5〕 労働者災害補償保険
- 〔6〕 雇用保険

注）各保険料のうち〔5〕及び〔6〕については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来していないものに限る。）こと。

イ この公募の申込期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

注）これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ、5（2）に照会すること。

3 借上げの条件

別紙「令和6年度 長野公共職業安定所における外部会場借上げ（令和6年7月～令和7年3月）の公募について」（以下「公募要領」という。）記載の要件に適合していること。

4 説明会について

開催しない。

5 公募への申込

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、下記（2）提出先に、公募要領に定める書類を持参又は郵送にて提出すること。

（1）提出期限 令和6年5月17日（金）正午まで

（2）提出先 〒380-8572 長野市中御所1-22-1
長野労働局総務部総務課会計第一係 担当 川住
電話番号 026-223-0550

6 その他

公募の結果、参加者が複数の場合、参加者から提供された書類をもとに利便性及び経済性を審査し、必要に応じて現地の確認等を行い、契約相手方を選定することとする。

7 この公募に関する照会先

5（2）に同じ。